

2026年4月8日

各 位

株式会社 紀陽銀行

紀陽銀行インターネット支店における「口座開設等各種手続きの Web 申込」の提供開始について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当行は、サービスの利便性向上を目的とし、個人のお客さま向けの定期預金専用支店「インターネット支店（以下、IN 支店）」における「口座開設等各種手続きの Web 申込」を下記のとおり提供開始いたします。また、本件に伴い、IN 支店の各種規定を改定いたします。

これまで、IN 支店の口座開設等の各種申込手続きは、全て郵送・書面のため、時間を要しましたが、本件に伴い簡便にお手続きいただけるようになりますので、是非ご利用ください。

## 記

### 1. 各種手続きの Web 申込（申込画面へ遷移は、別紙 1 をご参照ください）

#### （1）口座開設

IN 支店の新規口座開設をお申込みいただけます。

#### （2）その他

以下の IN 支店に関する各種手続きの Web 申込も提供いたします。お申込みには、ご本人さま確認として、キャッシュカードの暗証番号が必要です。

口座開設とあわせて、Web 申込可能となる各種お手続き

- ログイン ID の確認
- ログイン等パスワード再発行
- 「口座開設手続き完了のお知らせ」の再発行
- ワンタイムパスワード解除
- 振込先口座の追加・取消
- 振込手数料のインボイス対応受付
- 解約

### 2. 提供開始日

2026年4月8日（水）9時

### 3. 規定の改定（改定内容は、別紙 2、3 をご参照ください）

本件に伴い以下の規定を、同日（4月8日）に改定いたします。

- 紀陽銀行インターネット支店 取引規定
- 紀陽銀行インターネット支店 普通預金規定
- 紀陽銀行インターネット支店 インターネット利用規定
- 紀陽銀行インターネット支店 カード規定

以 上

## 各種手続申込画面への遷移（当行 HP）

紀陽銀行

ログイン

個人のお客さま

法人のお客さま

個人・法人のお客さま

紀陽ダイレクト ログイン

[定期預金専用] インターネット支店 ログイン

紀陽ビジネスポータル (紀陽インターネットFB) ログイン

Kiyo Big Advance ログイン

電子交付サービス ログイン

サービスのご案内

銀行をこえる銀行へ

紀陽銀行 インターネット支店

インターネット支店とは? サービス一覧 セキュリティ対策 ご利用いただけるATM 金利情報 Q&A

インターネット支店 サービスメニュー

ログイン

オンラインマニュアル

新規口座開設のお申込み・各種手続き

あなたの預金、キョウから増やしマウス!

※紀陽銀行インターネット支店は、定期預金専用の支店です。

お知らせ

0120-548-210

2023.08.29 重要なお知らせ 重要なお知らせ 全表示テスト 本文

【以下の各ボタンより各申込画面へ遷移】

新規口座開設のお申込み・各種手続き

新規口座開設のお申込み

以下の申込画面よりお申込みください。

お申込み

各種お手続き

インターネット支店に関する各種お手続きが必要な方は、以下の各申込画面よりお申込みください。  
※お手続きには、ご本人さま確認として、キャッシュカードの暗証番号が必要です。

1. ログインIDの確認

紀陽銀行インターネット支店の「ログインID」が不明で困りのお客さま

ログインIDの確認

2. ログイン等パスワード再発行

紀陽銀行インターネット支店の「ログインパスワード」または「確認用パスワード」が不明で困りのお客さま

ログイン等パスワード再発行

3. 「口座開設手続完了のお知らせ」の再発行

新規口座開設のお申込み受付後、当行よりお客さまへ郵送する、紀陽銀行インターネット支店の初回登録に必要な「口座開設手続完了のお知らせ」を紛失等され、困りのお客さま  
※初回登録が完了されており、ログインIDや各種パスワードが不明なお客さまは、上記1または2にてお手続きをお願いします。

「口座開設手続完了のお知らせ」再発行

4. ワンタイムパスワード解除

紀陽銀行インターネット支店のセキュリティツール「ワンタイムパスワード」に關し、以下の状態となり、困りのお客さま

- スマートフォンの機種変更前にワンタイムパスワードの利用解除手続きをされなかった方
- 誤ってワンタイムパスワードアプリを削除された方
- その他の事情により、ワンタイムパスワードアプリがロックされた方

ワンタイムパスワード解除

5. 振込先口座の追加・取消

紀陽銀行インターネット支店に登録した「振込先口座」の追加・取消をされたいお客さま  
※振込先口座は、お客さまご自身名義の口座に限ります。

振込先口座の追加・取消

6. 振込手数料のインボイス対応受付

紀陽銀行インターネット支店での振込による手数料に關し、インボイス対応をご希望のお客さま

振込手数料のインボイス対応受付

7. 解約

紀陽銀行インターネット支店口座（お取引）の解約をご希望のお客さま

解約お申込み

## 「紀陽銀行インターネット支店 取引規定」の新旧対比表

改定後	改定前
<p>第3条 取引の開始 (中略)</p> <p>3.第1条に規定する取引は、お客さまが本規定を承認のうえ、<u>当行ホームページより当行所定の方法により申込した内容を、</u>当行が受領してこれを認めた場合に、取引開始できるものとします。 (中略)</p> <p>5.<u>口座開設申込において、お使いのパーソナルコンピューターやモバイル端末機器（情報提供サービス対応携帯電話機を含みます）等の情報機器（以下「取引端末」といいます）により、対応していない文字（旧仮名・旧字等）がある場合があります。その場合、本人確認書類に記載された字体を使用することができない場合があります。当行は、取引端末によりお申込みされ、当行が認識した情報をもって、お取引させていただきます。</u></p> <p>第4条 お届印</p> <p>1. <u>第1条第1項の取引を行うにあたり、印章（以下「お届け印」といいます）を届出いただきます。印鑑はおひとりにつき一つのみお届けいただくものとし、当店におけるすべての取引に共通して適用します。</u></p>	<p>第3条 取引の開始 (中略)</p> <p>3.第1条に規定する取引は、お客さまが本規定を承認のうえ<u>提出した書類（お客さまが必要事項を記入した当行所定の申込書および当行所定の必要書類）を、</u>当行が受領してこれを認めた場合に、取引開始できるものとします。 (中略)</p> <p>(追加)</p> <p>第4条 お届印</p> <p>1. <u>当店と取引を開始する際には、第1条第1項の取引に使用する印章（以下「お届け印」といいます。）により、印鑑を届出いただきます。印鑑はおひとりにつき一つのみお届けいただくものとし、当店におけるすべての取引に共通して適用します。</u></p>

2. 取引において、各種申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. 第 1 項の届け出が完了するまでは、印章の押印を要する当行所定のお取引はできません。また、届け出前に生じた損害、または第 1 項の届け出が正当に行われなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 第 5 条 当店との取引方法

1. お客さまは本規定に基づき、次の方法で当店と取引を行うことができます。なお、第 6 条を除いて、当店を含む当行本支店の窓口での取引はできません。

##### (1) 取引端末を通じた依頼に基づく取引

(中略)

#### 第 16 条 支店取引の解約等

1. お客さまが、普通預金口座（インターネット支店専用普通預金口座）を解約する場合には、同時に当店とのその他全ての取引を解約するものとし、当行所定の方法により解約手続きをしてください。なお、IC キャッシュカードはお客さまにて破棄してください。

(以下省略)

2. 取引において、各種申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(追加)

#### 第 5 条 当店との取引方法

1. お客さまは本規定に基づき、次の方法で当店と取引を行うことができます。なお、第 6 条を除いて、当店を含む当行本支店の窓口での取引はできません。

##### (1) パーソナルコンピューターやモバイル端末機器（情報提供サービス対応携帯電話機を含みます）等の情報機器（以下「取引端末」といいます）を通じた依頼に基づく取引

(中略)

#### 第 16 条 支店取引の解約等

1. お客さまが、普通預金口座（インターネット支店専用普通預金口座）を解約する場合には、同時に当店とのその他全ての取引を解約するものとし、当行所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して IC キャッシュカードとともに当店へ提出してください。

(以下省略)

## 「紀陽銀行インターネット支店 普通預金規定」の新旧対比表

改定後	改定前
<p>第5条 解約</p> <p>1.この預金口座を解約する場合には、同時に当店とのその他全ての取引を解約するものとし、<u>当行所定の方法により解約手続きをしてください。</u> <u>なお、ICキャッシュカードはお客さまにて破棄してください。</u> (以下省略)</p>	<p>第5条 解約</p> <p>1.この預金口座を解約する場合には、同時に当店とのその他全ての取引を解約するものとし、<u>当行所定の解約請求書に届出の印章により記名押印してICキャッシュカードとともに当店へ提出してください。</u> (以下省略)</p>

以上

## 「紀陽銀行インターネット支店 インターネット利用規定」の新旧対比表

改定後	改定前
<p>第2条 使用できる取引端末 本サービスを利用するに際して使用できる取引端末・OS・ブラウザは、<u>当行ホームページを通じて公開するものに限り</u>ます。</p> <p>第3条 取扱時間 本サービスの取扱時間は、<u>当行ホームページを通じて公開するものとし</u>、取扱時間は、取引により異なります。ただし、当行は、本サービスの取扱時間等をお客さまへ事前に通知することなしに変更することがあります。なお、当行の責によらない回線工事等が発生した場合は、取扱時間中であっても、お客さまに予告なく、取扱を一時停止または、中止することがあります。 (中略)</p> <p>第6条 開始登録用「ログインパスワード」の届け出 お客さまは、当店との取引開始時に、ご契約者本人であることを確認するための開始登録用「ログインパスワード」を<u>当行所定の方法</u>により届け出るものとします。また、お客さまは、<u>届け出された「ログインパスワード」</u>を開始登録時に必ず変更するものとします。変更せずに取引を行うことはできません。</p>	<p>第2条 使用できる取引端末 本サービスを利用するに際して使用できる取引端末・OS・ブラウザは、<u>別途お渡しする「ご利用ガイド」または当行ホームページ「ご利用環境」に記載のものに限り</u>ます。</p> <p>第3条 取扱時間 本サービスの取扱時間は、「<u>ご利用ガイド</u>」または当行ホームページ「<u>ご利用時間</u>」に記載の時間内とし、取扱時間は、取引により異なります。ただし、当行は、本サービスの取扱時間等をお客さまへ事前に通知することなしに変更することがあります。なお、当行の責によらない回線工事等が発生した場合は、取扱時間中であっても、お客さまに予告なく、取扱を一時停止または、中止することがあります。 (中略)</p> <p>第6条 開始登録用「ログインパスワード」の届け出 お客さまは、当店との取引開始時に、ご契約者本人であることを確認するための開始登録用「ログインパスワード」を<u>インターネット支店口座開設申込書</u>（以下「申込書」といいます。）により届け出るものとします。また、お客さまは、<u>申込書に記入された「ログインパスワード」</u>を開始登録時に必ず変更するものとします。変更せずに取引を行うことはできません。</p>

第9条 本人確認

(中略)

2.「ログインパスワード」について

「ログインパスワード」は、取引を依頼するために、お客さまが正当な使用者であることを証明するための暗証番号です。このため、申込時に届け出いただいた開始登録用の「ログインパスワード」は、開始登録時に、必ず変更してください。

(中略)

4.本サービスのご利用についての契約者ご本人の確認は、次の方法により行うものとします。

(1) 本人確認方法

当行は、お客さまより申込時に届け出いただいた本サービスの開始登録用「ログインパスワード」ならびに開始登録時にお客さまに設定していただく「ログイン ID」および手続き完了のお知らせにて通知する「確認用パスワード」を使用して本人確認を行います。

(中略)

第18条 免責事項等

(中略)

2.当行が講じる安全対策についての上承

お客さまは、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用

第9条 本人確認

(中略)

2.「ログインパスワード」について

「ログインパスワード」は、取引を依頼するために、お客さまが正当な使用者であることを証明するための暗証番号です。このため、申込書に記入していただいた開始登録用の「ログインパスワード」は、開始登録時に、必ず変更してください。尚、開始登録用「ログインパスワード」に混在する英文字は、全て半角大文字として取扱わせていただきます。申込書に小文字のご記入がある場合は、大文字として読み替えさせていただきます。

(中略)

4.本サービスのご利用についての契約者ご本人の確認は、次の方法により行うものとします。

(1) 本人確認方法

当行は、お客さまより申込書でお届けいただいた本サービスの開始登録用「ログインパスワード」ならびに開始登録時にお客さまに設定していただく「ログイン ID」および手続き完了のお知らせにて通知する「確認用パスワード」を使用して本人確認を行います。

(中略)

第18条 免責事項等

(中略)

2.当行が講じる安全対策についての上承

お客さまは、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用

電話線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当行が講じる安全対策について、了承しているものとみなします。

(以下省略)

電話線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当行が講じる安全対策について、了承しているものとみなします。なお、インターネットにおいて施す暗号化対策の手段については、別途お渡しする「ご利用ガイド」の手順によります。

(以下省略)

以 上

## 「紀陽銀行インターネット支店 カード規定」の新旧対比表

改定後	改定前
<p data-bbox="190 301 667 331">第 11 条 解約、カードの利用停止等</p> <p data-bbox="190 397 1106 523">1.預金口座を解約する場合には、<u>お客さまにてそのカードを破棄してください。</u>なお、インターネット支店普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に<u>お客さまにて破棄してください。</u></p> <p data-bbox="203 541 344 571">(以下省略)</p>	<p data-bbox="1133 301 1610 331">第 11 条 解約、カードの利用停止等</p> <p data-bbox="1133 397 2049 523">1.預金口座を解約する場合には、<u>そのカードを当店に返却してください。</u>なお、インターネット支店普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に<u>返却してください。</u></p> <p data-bbox="1146 541 1288 571">(以下省略)</p>

以 上

(2026年4月8日現在)

### 紀陽銀行インターネット支店 取引規定

お客さまが、当行インターネット支店（以下「当店」といいます）との取引を行う場合は、下記条項のほか、別途当行が定める各取引規定が適用されることに同意したものととして取扱います。

#### 第1条 当店との取引範囲

1.お客さまは、本規定に基づきインターネット専用口座を開設し、次の各号に定める取引をご利用いただけます。インターネット支店の取引では通帳・証書は発行いたしません。なお、取り扱い商品については、当行ホームページにてご確認ください。

##### (1) 普通預金取引

- ・普通預金口座には、すべてICキャッシュカードを発行します。
- ・普通預金口座は、公共料金・クレジット代金等の自動支払いや給与・年金・配当金等の自動受取りの口座として利用することはできません。

##### (2) 定期預金取引

##### (3) その他当行所定の取引

2.第1条第1項各号の取引は、本規定のほか、別途当行が定める各取引規定に基づくものとします。

#### 第2条 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第16条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

#### 第3条 取引の開始

- 1.当店と取引を行うことができるお客さまは、日本国内に居住する個人の成年者に限られます。
- 2.当店との取引開始にあたっては、普通預金口座および定期預金口座の開設が必要となります。
- 3.第1条に規定する取引は、お客さまが本規定を承認のうえ、当行ホームページより当行所定の方法により申込した内容を、当行が受領してこれを認めた場合に、取引開始できるものとします。
- 4.当店以外の当行本支店から、取引店の変更をすることにより、当店と取引を開始することはできません。

5. 口座開設申込において、お使いのパーソナルコンピューターやモバイル端末機器（情報提供サービス対応携帯電話機を含みます）等の情報機器（以下「取引端末」といいます）により、対応していない文字（旧仮名・旧字等）がある場合があります。その場合、本人確認書類に記載された字体を使用することができない場合があります。当行は、取引端末によりお申込みされ、当行が認識した情報をもって、お取引させていただきます。

#### 第4条 お届印

1. 第1条第1項の取引を行うにあたり、印章（以下「お届印」といいます）を届出いただきます。印鑑はおひとりにつき一つのみお届けいただくものとし、当店におけるすべての取引に共通して適用します。
2. 取引において、各種申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 第1項の届け出が完了するまでは、印章の押印を要する当行所定のお取引はできません。また、届け出前に生じた損害、または第1項の届け出が正当に行われなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 第5条 当店との取引方法

1. お客さまは本規定に基づき、次の方法で本店と取引を行うことができます。なお、第6条を除いて、本店を含む当行本支店の窓口での取引はできません。
  - (1) 取引端末を通じた依頼に基づく取引
  - (2) 当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機、現金自動支払機を含む。以下「ATM・CD」といいます）による取引
  - (3) その他当行所定の方法による取引
2. 当店で取扱う商品・業務等の各取引方法については別途定めるものとし、各取引にかかる規定に従って取扱われるものとします。

#### 第6条 ATM・CDの故障や通信機械およびコンピューター等の障害時の取扱い

1. 停電・故障等により当行のATM・CDによる取扱いができない場合および通信機器・回線等の障害等により当店の取引ができない場合には、本店以外の当行本支店窓口において、窓口営業時間内に限り、当行所定の方法で預金を払戻しまたは預入れを受けます。
2. 前項の理由により当行ATM・CDおよび取引端末による取引ができない場合に、当店のサービス取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当行は責

任を負いません。

#### 第7条 証券類の取扱い

- 1.当店は、手形、当座小切手等の発行はいたしません。
- 2.当店の預金口座には、手形、小切手、配当金領収書等その他の証券類の受入はいたしません。

#### 第8条 通帳・証書・取引明細の扱い

- 1.当店では、当行所定のホームページの残高照会画面に取引残高を表示し、入出金明細照会画面に取引明細を表示します。
- 2.当店では、預金通帳・証書の発行はいたしませんので、当行所定のホームページ上の画面を利用して取引残高または取引明細を、不定期、あるいは一定期間毎に確認してください。
- 3.取引の残高証明書を必要とされる場合は、都度当店にお申し出ください。なお、残高証明書発行にあたっては、当行が定める手数料が必要になります。
- 4.お届けの住所に郵送した「残高証明書」が返却された場合は、当行は保管責任を負いません。延着または到着しなかった場合等で当行の責めに帰することができない事由により紛争が生じても、当行は責任を負いません。

#### 第9条 諸手数料

- 1.残高証明書発行手数料ほかその他の手数料は、普通預金口座（インターネット支店専用普通預金口座）からICキャッシュカードまたは払戻請求書等なしに引き落とすものとします。
- 2.当行が当店に関する諸手数料を改定もしくは新設する場合には、原則として、改定内容もしくは新設内容を当行所定のホームページに掲示または郵送することにより告知します。

#### 第10条 マル優の取扱い

当店は、少額預金の利子非課税制度（マル優）のお取扱いはいたしません。

#### 第11条 通知および告知方法

- 1.当行からお客さまへの各種通知および告知は、当行所定のホームページへの掲示、電子メールの送信、届出住所への郵送またはその他の方法のいずれかにより行うこととします。
- 2.当行が、届出の電子メールアドレス、住所等に各種通知・告知を行ったうえは、通信事情などの理由により延着し、または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

## 第 12 条 届出事項の変更等

- 1.お届印、住所、氏名、電話番号、メールアドレス等当行への届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法により、当行に届出てください。変更の届出は当行の変更処理が終了した後に有効となります。変更処理が終了するまでの間に、変更が行われなかったことにより、お客さまに損害が生じても当行は責任を負いません。
- 2.お客さまが当行に届出した住所またはメールアドレスが、お客さまの責に帰すべき事由によりお客さま以外の方の住所またはメールアドレスになっていたとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 3.届出事項に変更があった場合、届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- 4.届出の住所・氏名あてに送付した通知または送付書類が未着として当行に返戻された場合、当行は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができます。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。
- 5.当店以外の当行本支店に取引店を変更することはできません。

## 第 13 条 個人情報の取扱

- 1.当行は、お客さまの個人情報を当行ホームページに掲載している個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）の通り、関係法令を遵守して適切に取り扱います。
- 2.当店との取引に際してお客さまから得た個人情報は、当行ホームページに掲載している当行所定の利用目的の達成に必要な範囲で利用します。当行とお取引を開始するにあたっては、必ず、当該利用目的をご確認ください。

## 第 14 条 喪失の届出

- 1.お届印、IC キャッシュカード等を紛失した場合は、直ちに当行へ通知するとともに、当行所定の手続きを行ってください。なお、IC キャッシュカードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
- 2.お届印、IC キャッシュカード等を紛失した場合、通知以前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 第 15 条 成年後見人などの届け出

- 1.家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の指名その他必要な事項を当行所定の方法により届出てください。  
預金者の成年後見等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- 2.家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の指名その他必要な事項を当行所定の方法により届出てください。

- 3.すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選出がされている場合にも、前記 1. 2. と同様に届出てください。
- 4.前 3 項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- 5.前 4 項の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 第 16 条 支店取引の解約等

- 1.お客さまが、普通預金口座(インターネット支店専用普通預金口座)を解約する場合には、同時に本店とのその他全ての取引を解約するものとし、当行所定の方法により解約手続きをしてください。なお、IC キャッシュカードはお客さまにて破棄してください。
- 2.お客さまが次の各号のいずれか一つにでも該当した場合、当行は、お客さまに通知することにより、本店とのすべての取引を解約することができるものとします。また、通知については、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知をお客さまから届出のあった氏名、住所に宛てて発信したときに解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。
  - (1) 本規定その他の当行が定めた各規定に違反したとき
  - (2) 当行に支払うべき諸手数料の支払いがなかったとき
  - (3) 住所・連絡先変更の届出を怠る等、お客さまの責に帰すべき事項により当行にお客さまの所在が不明となったとき
  - (4) 預金口座等の名義人が存在しないことが明らかになったとき
  - (5) 預金口座等の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき
  - (6) 預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
  - (7) お申込時に虚偽の申告をしたとき
- 3.前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、またはお客様に通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - (1) お客様が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - (2) お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(3) お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他 A から D に準ずる行為

4. 解約時にお客様への返還金などがある場合には、お客様が指定する金融機関の口座へ所定の手数料を差し引いたうえ、振り込むものとします。なお、お客様に対する未収手数料等がある場合は、それらを差し引いた後に手続きします。また、当社が提供するサービスが解約後に発生する場合は、そのサービスは適用されなかったものとします。

5. 口座開設後、初回入金がない場合は、当行は当店の口座開設の申込がなかったものとして、この預金口座を閉鎖させていただく場合があります。この場合、当行より届出の住所・氏名宛に通知しますが、通知が延着し、または到着しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

#### 第 17 条 その他免責事項

次の事由について当店のサービスの取り扱いに遅延、不能等がありましても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- (1) 当行所定の本人確認手続きにより、本人と認めて取り扱を行ったにもかかわらず、暗証番号等に盗用または不正使用等があった場合
- (2) 災害・事変もしくは経済情勢の著しい変動等が生じた場合
- (3) 当行および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことによりお客様が漏洩した場合

#### 第 18 条 取引種類・内容の変更

当行の都合により、当社で取扱う取引の種類・内容等を変更することがあります。この場合は、当行所定のホームページへの掲示、電子メール送信、届出住所への郵送またはその他の

方法のいずれかにより告知いたします。

#### 第 19 条 譲渡・質入れ等の禁止

- 1.当店の取引に基づくお客さまの権利および預金等は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- 2.当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### 第 20 条 各取引にかかる規定

- 1.本店との取引において、本規定に定めのない事項については、当行が定めた「紀陽銀行インターネット支店 普通預金規定」「紀陽銀行インターネット支店 カード規定」「紀陽銀行インターネット支店 定期預金規定」「紀陽銀行インターネット支店 インターネット利用規定」「振込規定」により取扱うものとします。
- 2.個別の規定が必要な場合は、当店あて請求してください。

#### 第 21 条 規定の変更

- 1.この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- 2.前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 第 22 条 準拠法・合意管轄

- 1.本店との取引の契約準拠法は、日本法とします。
- 2.本店との取引に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2026年4月8日現在)

紀陽銀行インターネット支店 普通預金規定

当行インターネット支店（以下「当店」といいます）で開設する普通預金口座は本規定により取り扱います。（当店以外の本支店で開設する普通預金口座と取扱が異なる場合があります）

この規定に定めのない事項については、以下の預金規定等および別途当行が定める各取引規定により取り扱います。

- 紀陽銀行インターネット支店 取引規定
- 紀陽銀行インターネット支店 カード規定
- 紀陽銀行インターネット支店 定期預金規定
- 紀陽銀行インターネット支店 インターネット利用規定

#### 第1条 預金の取引

この預金の取引は、次の方法で行います。

- (1) パーソナルコンピューターやモバイル端末機器（情報提供サービス対応携帯電話機を含みます）等の情報機器を通じた依頼に基づく取引  
なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
- (2) 当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機、現金自動支払機を含む。以下「ATM・CD」といいます）による取引
- (3) この預金口座の通帳は発行しません。

#### 第2条 取扱店の範囲

この預金は、当店を含む当行本支店の窓口で預入れ・払戻し等を行うことはできません。

#### 第3条 振込金の受入れ

1.この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

ただし、次に該当する場合には受入れをお断りするか、翌営業日に受入する場合があります。

- (1) この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 預金口座の状態等により受入諾否の判断が必要なとき。なお、これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

2.この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信によ

る取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

#### 第4条 利息

この預金の利息は、毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に、その前日までの利息を店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢に応じて変更します。

#### 第5条 解約

- 1.この預金口座を解約する場合には、同時に当店とのその他全ての取引を解約するものとし、当行所定の方法により解約手続きをしてください。なお、IC キャッシュカードはお客さまにて破棄してください。
- 2.次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - (1) この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
  - (2) この預金の預金者が別途定める「紀陽銀行インターネット支店 取引規定」の「譲渡・質入れ等の禁止」に違反した場合
  - (3) この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- 3.この預金が最終の預入れまたは払戻しから 5 年間利息決算以外の入出金がない場合には、残高にかかわらず、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うことができるものとします。
- 4.前 2 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当行所定の方法で当行に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 第6条 保険事故発生時における預金者からの相殺

- 1.この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。
- 2.相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
  - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方

法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、当店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- (2) 前号の充当指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
  - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとし、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
  4. 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
  5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 第7条 休眠預金等活用法に係る異動事由

当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます）にもとづく異動事由として取り扱います。

1. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます）
2. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります）。
3. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます）の対象となっている場合に限ります）
  - (1) 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - (2) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
4. 預金者等からの残高の確認があったこと（当行が残高の確認を把握できる場合に限ります）
5. 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が契約内容または顧客情報の変更を把握できる場合に限ります）
6. 預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと（当行が情報の受領を把握

できる場合に限りです)

- (1) 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称
- (2) この預金の種別
- (3) 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
- (4) この預金の名義人の氏名または名称
- (5) この預金の元本の額

#### 第8条 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

1.この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- (1) 前記第7条の異動が最後であった日
- (2) 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- (3) 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く）に限りです。

(4) この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

2.第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- (1) 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- (2) 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止された場合は、当該支払停止が解除された日
- (3) この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます）の対象となった場合は、当該手続が終了した日
- (4) 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていた場合（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り）は、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

#### 第9条 休眠預金等代替金に関する取扱い

1.この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有すること

になります。

2.前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

3.預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

(1) この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます）が生じたこと

(2) この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです）

(3) この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます）が行われたこと

(4) この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

4.当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

(1) 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

(2) この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求にに応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

(3) 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

#### 第10条 通知方法

この預金について、前記第8条の最終異動日等から9年以上経過した場合、お届けいただいた住所または電子メールアドレス宛てに、ご連絡させていただきます。

#### 第11条 規定の変更

1.この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。

2.前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2026年4月8日現在)

## 紀陽銀行インターネット支店 インターネット利用規定

当行インターネット支店（以下「当店」といいます）の取引で利用するインターネットサービスは本規定により取り扱います。（当店以外の本支店の取引で利用するインターネットサービスと取扱が異なる場合があります）

この規定に定めのない事項については、以下の預金規定等および別途当行が定める各取引規定により取り扱います。

- 紀陽銀行インターネット支店 取引規定
- 紀陽銀行インターネット支店 普通預金規定
- 紀陽銀行インターネット支店 カード規定
- 紀陽銀行インターネット支店 定期預金規定

### 第1条 インターネット利用概要

- 1.当店の取引で利用するインターネットサービス（以下「本サービス」といいます）とは、ご契約者ご本人（以下「お客さま」といいます）が、パーソナルコンピューターやモバイル端末機器（情報提供サービス対応携帯電話機を含みます）等の情報機器（以下「取引端末」といいます）を通じて、振替取引、振込取引および残高・入出金明細照会等の取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。
- 2.お客さまは、この規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

### 第2条 使用できる取引端末

本サービスを利用するに際して使用できる取引端末・OS・ブラウザは、当行ホームページを通じて公開するものに限りします。

### 第3条 取扱時間

本サービスの取扱時間は、当行ホームページを通じて公開するものとし、取扱時間は、取引により異なります。ただし、当行は、本サービスの取扱時間等をお客さまへ事前に通知することなしに変更することがあります。なお、当行の責によらない回線工事等が発生した場合は、取扱時間中であっても、お客さまに予告なく、取扱を一時停止または、中止することがあります。

### 第4条 利用する預金口座

本サービスで利用する普通預金口座と定期預金口座は、当店との取引開始時に当店で開設

します。

#### 第5条 振込口座の届け出

- 1.振込取引における振込口座は、当行または他の金融機関の日本国内本支店のお客さま名義の口座をお届けいただけます。
- 2.振込口座は、当行所定の数を超えてお届けいただけません。

#### 第6条 開始登録用「ログインパスワード」の届け出

お客さまは、当店との取引開始時に、ご契約者本人であることを確認するための開始登録用「ログインパスワード」を当行所定の方法により届け出るものとします。また、お客さまは、届け出された「ログインパスワード」を開始登録時に必ず変更するものとします。変更せずに取引を行うことはできません。

#### 第7条 取引限度額の登録

- 1.当行は、「普通預金口座の1日当り出金上限金額」（基準は、「午前零時」とします）を定めます。お客さまは、当行が定めた範囲内で、お客さまの取引端末より、「普通預金口座の1日当り出金上限金額」を随時設定変更することができます。取引限度額の反映は、1日後となります。（ただし、取引限度額を引き下げる場合は即時に反映します）
- 2.当行所定の「普通預金口座の1日当り出金上限金額」は、当行の都合により、適宜変更できるものとします。
- 3.「普通預金の1日当り出金上限金額」を超える依頼については、当行は、取引を実施する義務を負いません。

#### 第8条 各種取引に伴う資金および手数料等の引落方法

各種取引に伴う資金および手数料等の引落しは、当店の普通預金から、当行所定の方法により自動的に引落します。

#### 第9条 本人確認

##### 1.「ログインID」について

「ログインID」は、お客さまが開始登録時に設定を行います。また、「ログインID」は、お客さまが正当な使用者であることをコンピューターが認識するためのお客さま番号です。お客さま固有のもので、他のお客さまと重複する登録はできません。

##### 2.「ログインパスワード」について

「ログインパスワード」は、取引を依頼するために、お客さまが正当な使用者であることを証明するための暗証番号です。このため、申込時に届け出いただいた開始登録用の「ログインパスワード」は、開始登録時に、必ず変更してください。

### 3.「確認用パスワード」について

「確認用パスワード」は、振替取引・振込取引およびお客さまの設定内容変更を使用する取引の安全性を高めるための暗証番号です。

4.本サービスのご利用についての契約者ご本人の確認は、次の方法により行うものとします。

#### (1) 本人確認方法

当行は、お客さまより申込時に届け出いただいた本サービスの開始登録用「ログインパスワード」ならびに開始登録時にお客さまに設定していただく「ログイン ID」および手続き完了のお知らせにて通知する「確認用パスワード」を使用して本人確認を行います。

#### (2) 取引の有効性

当行が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施したうちは、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」につき不正使用その他事故があっても、当行は、当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害につき、当行はその責を負いません。

#### (3) 「ログインパスワード」および「確認用パスワード」の管理

「ログインパスワード」および「確認用パスワード」は、第三者に教えることなく、お客さま自身の責任において、厳重に管理してください。「ログインパスワード」および「確認用パスワード」は、本サービスをご利用いただくためだけのものであり、当行行員であってもお客さまにお尋ねすることはありません。

#### (4) 「ログインパスワード」および「確認用パスワード」相違等によるサービス停止

本サービスの利用について届け出と異なる「ログインパスワード」および「確認用パスワード」の入力が連続して 6 回を超えた場合、お客さまは、当行で定める時間が経過するまで本サービスの利用ができません（以下「ロックアウト」といいます）。また、「ロックアウト」が 3 回連続した場合、その時点で、当行は本サービスの利用を停止いたします。本サービスを再びご利用いただくには、当行所定の手続きが必要となります。

#### (5) 「ログインパスワード」および「確認用パスワード」の変更

「ログインパスワード」および「確認用パスワード」の変更は、お客さまのお取引端末にて、変更できます。また、お客さまのお取引の安全性を確保するため、変更は、当行所定の期間毎に行ってください。

## 第 10 条 取引の依頼

### 1.取引の依頼方法

本サービスによる取引は、前条に従った本人確認が終了後、お客さまが取引に必要な所定事項を当行の指定する方法により正確に伝達することで、取引を依頼するものとします。

## 2.依頼内容の確定

- (1) 振込取引と振替取引については、取引依頼の画面において、お客様の依頼内容を画面上に表示いたしますので、その内容が正しい場合は、「確認用パスワード」を入力し、実行ボタンを押下してください。この内容を当行が受信した時点で、当該取引の依頼内容が確定したものとします。
- (2) 照会取引については、当行がお客様の依頼内容を画面上に表示いたしますので、正しい場合は、実行ボタンを押下してください。この内容を当行が受信した時点で、当該取引の依頼内容が確定したものとします。

## 3.依頼の受付等

- (1) 普通預金からの出金依頼を受け付けた場合は、お客様に対してその依頼受付の通知を行います。
- (2) 前項第 1 号に定める取引において、引落が成立しなかった場合（残高不足、当該口座の解約、当該口座が差押・仮差押・転付命令の対象になっており当行がその事実を認知したとき、入金口座番号の相違や入金口座が解約済等相応の理由で入金できない場合、および、お客様からの申し出による印鑑の紛失時を含む支払停止、本利用規定に反して利用された場合等）には、当該取引の依頼はなかったものとして取り扱いますのでご了承ください。なお、後に支払が可能となる場合においても、当行は、当該取引の手続きはいたしません。

## 第 11 条 口座情報の照会

お客様は当店の普通預金と定期預金について、当行所定の方法・範囲に従い口座情報（残高、入出金明細等）の照会を行うことができます。

## 第 12 条 振替・振込取引

### 1.振替・振込の定義等

- (1) 振替とは、当店の普通預金から定期預金への資金移動取引をいい、振替手数料は、無料です。
- (2) 振込とは、当店の普通預金からお届けいただいたお客様名義の振込口座への資金移動取引をいい、当行が定める振込手数料が必要になります。なお、お届けいただいていない口座への振込はできません。

### 2.振替取引の実施日

振替取引は、原則として通信を受信した時点の当日を受付日とし、受付日当日または翌営業日に実施します。この場合の振替資金は、出金口座から受付日の日付で引き落としいたします。ただし、受付日が銀行窓口休業日の場合は、翌営業日を定期預金への入金日とします。この場合の振替資金は、出金口座から翌営業日日付にて引き落としいたします。

### 3.振込取引の実施日

振込取引は、原則として通信を受信した時点の当日を受付日とし、振込指定日に振込を実施します。振込日の指定は、受付日および31営業日先までを可能とします。この場合の振込資金および手数料（消費税を含む）は、振込指定日に出金口座から引き落としいたします。

### 4.振替依頼内容の取消

振替依頼の取消は、当行での処理前までに限り受付いたします。（処理状況が「受付中」のものに限ります。「処理中」のものは取消できません。）

### 5.振込依頼内容の取消

振込依頼の取消は、予約の場合のみ、振込指定日の前日まで受付いたします。また、銀行窓口休業日の場合も、振込指定日の前日まで受付いたします。（振込指定日当日の取消はできません）

### 6.振込依頼内容の訂正・組戻し

- (1) 本条第5項の場合を除いて、振込取引の依頼内容が確定した後（画面の実行ボタンを押下した後）は、依頼内容を変更すること（以下、訂正といいます）、または依頼を取りやめること（以下、組戻しといいます）は、お取引端末からの操作ではできません。ただし、当行所定の手続きにて訂正・組戻しを受付いたします。また、組戻しについては、当行所定の組戻し手数料および消費税をいただきます。
- (2) 当行は、お客さまからの訂正・組戻し等の依頼内容に基づき、組戻し依頼または、振込内容の変更依頼の発信処理を振込口座のある金融機関に行います。
- (3) 組戻しにより振込口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当店の普通預金口座に入金いたします。
- (4) 上記第2号の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合等には、振込先金融機関の所定の手続きが必要となる場合があります。この場合は、振込先金融機関との間で協議をしてください。なお、この場合の組戻し手数料および消費税は、返却いたしません。

### 第13条 電子メールによる振込・振替取引の通知

お客さまから振込・振替取引依頼を当行が本サービスで受付けた場合、当行は、受付け実施結果の電子メール（以下、「通知メール」といいます）をお客さまが登録した電子メールアドレスに送信することをもって、お客さまに通知したものとみなします。この当行所定の通知方法に同意が得られない場合は、本サービスのお取引は、ご利用いただけません。なお、電子メールアドレスの登録は、本サービスの開始登録画面でご登録いただきます。また、振込・振替取引の通知メールによる通知は、お振込が振込先に到達したこと、また振替が完了したことを確認したものでなく、お取引を受付けた確認であることにご留意ください。

## 第 14 条 住所変更の受付サービス

### 1.内容

住所変更の受付サービスとは、お客さまのお取引端末よりお客さまの届出住所・電話番号を変更するサービスをいいます。本サービスにより受け付けた住所等は、サービス指定口座（申込代表口座を含む）のある店舗の口座についてすべて変更します。但し、次の場合については、住所等の変更の受付はできません。当行本支店の窓口での手続きが必要となります。

- (1) 当座勘定、ご融資（各種ローンを含む）、マル優、特別マル優、財形貯蓄、投資信託、貸金庫等の取引を利用されている場合。
- (2) 変更後のご住所が「～様方」「～会社内」といったような場合。
- (3) サービス指定口座（申込代表口座を含む）のある店舗の本人名義口座であっても、届出の住所等が異なる場合。

### 2.住所変更手続き

住所変更は、当行所定の方法により手続きします。お取引端末の操作日より手続き完了日までに変更が行われなかったことにより、損害が発生しても当行は責任を負いません。

## 第 15 条 取引メニューの追加

本サービスに今後追加される取引メニューについて、お客さまは、新たな申込なしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部メニューについては、この限りではありません。

## 第 16 条 取引内容の確認等

### 1.取引内容の照会

本サービスにより行った振込・振替取引については、原則、当行所定の方法により本サービスを利用して照会することができます。お客さまは、本サービスによる照会で振込・振替取引の内容を確認してください。

### 2.通知による取引内容等の確認等

#### (1)「通知メール」の送信

- 1.取引端末を利用した振替・振込取引については、受付番号を都度「通知メール」として、お客さまのメールアドレスに送信いたします。
- 2.「通知メール」は、お客さまご本人からの依頼による取引であることを確認いただく重要なものですので、必ず内容をご確認ください。
- 3.記載内容に相違がある場合または取引照会等で取引があるにもかかわらず「通知メール」が届かない場合は、ただちに当店に確認してください。
- 4.お客さまが登録した電子メールアドレスに送信したうえは、通信障害その他の理由による未着・延着につき、当行はその責を負いません。また、不着によって生じた損害につ

き、当行はその責を負いません。

#### (2)「通知メール」未着の場合の取扱い

「通知メール」が未着で当行あてに返却された場合、当行は、お客さまご本人による取引であることを当行が確認できるまで、お客さまの安全のため、本サービスによるお客さまとの取引を一時停止する等、当行所定の範囲で取引を制限することができるものとします。

### 3.取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合は、本サービスについて当行が保有する電磁的記録内容を正当なものとして取り扱います。

## 第 17 条 海外からの利用

海外からのご利用は、その国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様等に相違があるため、原則、取扱い不可とさせていただきます。

## 第 18 条 免責事項等

### 1.免責事項

次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当行はその責を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- (2) 公衆電話回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信回線において、当行に有効な取引依頼のデータが到達する前の段階でトラブルが生じたときや同回線上で盗聴等がなされたことによりお客さまの各種「パスワード」や取引情報が漏洩したとき
- (3) 当行または、金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、取引端末、通信回線または、コンピューター等に障害が生じたとき
- (4) 郵送上の事故につき、第三者がお客さまの情報を知り得たとき
- (5) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

### 2.当行が講じる安全対策についての上承

お客さまは、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当行が講じる安全対策について、了承しているものとみなします。

### 3.環境設定の確保

本サービスに使用する取引端末及び通信媒体が正常に稼動する環境については、お客さまの責任において確保してください。当行は、本契約により取引端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または、不用意な取引が成立した場合、そのことにより生じた損

害について、当行はその責を負いません。

- 4.「紀陽銀行インターネット支店」口座開設手続き完了のお知らせの郵送上の事故等について当行が発送した「紀陽銀行 インターネット支店」口座開設手続き完了のお知らせが郵送上の事故等、当行の責によらない事由により、第三者（当行行員を除きます）がその内容を知り得たとしても、その為に生じた損害について、当行は一切その責を負いません。

#### 第 19 条 解約等

本サービスは、当店との取引の解約と同時に解約いたします。当店との取引がある場合は、本サービスの解約はできません。

#### 第 20 条 規定の変更

- 1.この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- 2.前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2026年4月8日現在)

紀陽銀行インターネット支店 カード規定

当行インターネット支店（以下「当店」といいます）で開設する普通預金口座について発行したキャッシュカードは本規定により取り扱います。（当店以外の本支店で開設する預金口座について発行したキャッシュカードと取扱が異なる場合があります）この規定に定めのない事項については、以下の預金規定等および別途当行が定める各取引規定により取り扱います。

- 紀陽銀行インターネット支店 取引規定
- 紀陽銀行インターネット支店 普通預金規定
- 紀陽銀行インターネット支店 定期預金規定
- 紀陽銀行インターネット支店 インターネット利用規定

## 第1条 カードの利用

普通預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます）は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます）を使用して普通預金（以下「預金」といいます）に預入れをする場合。
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます）を使用して普通預金（以下「預金」といいます）の払戻しをする場合。
- (3) その他当行所定の取引をする場合。  
ただし、当店のカードは、自動機による振込・振替・宝くじ購入・ローン申込のご利用はできません。

## 第2条 預金機による預金の預入れ

1. 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。（ただし、硬貨の取扱いができない機種があります）また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

### 第3条 支払機による預金の払戻し

- 1.支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。
- 2.支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- 3.支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

### 第4条 デビットカードサービス

インターネット支店で開設する普通預金口座について発行したキャッシュカードはデビットカードサービスの利用はできません。

### 第5条 口座振替受付サービス

インターネット支店で開設する普通預金口座について発行したキャッシュカードは口座振替受付サービスの利用はできません。

### 第6条 自動機利用手数料等

- 1.支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の支払機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます）をいただきます。
- 2.自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

### 第7条 代理人によるカード発行

インターネット支店で開設する普通預金口座については、代理人によるカード発行はいたしません。

### 第8条 預金機・支払機故障時等の取扱い

- 1.停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- 2.停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- 3.前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、生年月日、電話番号お

よび金額等を記入のうえ、カードとともに提出してください。この場合、ご本人であることを確認できる資料（運転免許証等）のご提示をお願いすることがあります。

#### 第9条 暗証番号の照合等

- 1.カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。
- 2.当行が、カードの電磁的記録によって、支払機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金の払戻しをしたうちは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。
- 3.当行の窓口においてカードを確認し、第8条第3項の内容の一致を確認して取扱った場合も前項と同様とします。

#### 第10条 預金機・支払機への誤入力等

預金機・支払機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

#### 第11条 解約、カードの利用停止等

- 1.預金口座を解約する場合には、お客さまにてそのカードを破棄してください。なお、インターネット支店普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様にお客さまにて破棄してください。
- 2.カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却ください。
- 3.次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
  - (1) この預金の預金者が別途定める「紀陽銀行インターネット支店 取引規定」の「譲渡・質入れ等の禁止」に違反した場合
  - (2) 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから5年間利息決算以外の入出金がない場合

## 第 12 条 規定の変更

- 1.この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- 2.前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上